

障がい福祉サービス等の従事者を対象とした研修について

令和4年度における障がい福祉サービス事業所等の従事者養成研修を下記のとおり計画しています。各事業所におかれましては、従事者の計画的な受講に努めていただきますようお願いいたします。日程・会場等の詳細や募集開始については、決定次第、障がい福祉室地域生活支援課ホームページに掲載します。

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikiseikatsu/shogai-chiki/index.html>

お問い合わせ先 大阪府障がい福祉室地域生活支援課地域生活推進グループ TEL06-6941-0351（内線2457） FAX06-6944-2237

■相談支援従事者研修

大阪府では、平成25年度より、民間の研修事業者を指定して相談支援従事者初任者研修及び現任研修を実施しています。令和2年度より、カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う等、研修制度の見直しを行いました。詳細については、「相談支援専門員の研修制度の見直しについて」をご確認ください。また、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援専門員のスキルアップのため、相談支援従事者専門コース別研修、令和元年度より主任相談支援専門員研修を実施しています。

1 初任者研修

(1) 対象者

相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事予定の方

(2) 実施内容 ※5日課程が7日課程になっています。また、研修期間内に実地で行っていただくインターバルを実施しています。

① 相談支援専門員に従事予定の方 →相談支援従事者初任者研修7日課程（講義2日、演習5日）

② サービス管理責任者等に従事予定の方 →相談支援従事者初任者研修2日課程（講義2日）

※ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事予定の方は、まずは、基礎研修として、「サービス管理責任者等研修」と、「相談支援従事者初任者研修2日課程」の両方を修了する必要があります。受講漏れのないよう、留意してください。

(3) 実施時期等（予定）

研修機関	大阪府障害者福祉事業団	大阪府社会福祉事業団	大阪市障害者福祉・スポーツ協会
募集期間	令和4年4月8日から令和4年4月25日	令和4年6月1日から令和4年6月15日	【7日課程】 令和4年9月5日から令和4年9月20日 【2日課程】 令和4年11月1日から令和4年11月15日
研修期間	令和4年6月29日から令和4年9月28日	令和4年9月9日から令和4年12月8日	【7日課程】 令和4年11月下旬から令和5年3月15日 【2日課程】 令和5年1月下旬から2月中旬
会場	大阪市内	大阪市内	大阪市内
ホームページ	http://www.sjf-osaka.net/	https://www.osj.or.jp/trainfo/soudanshien.html	http://supokyo-kensyu.org/

2 現任研修

(1) 対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の実務経験（※1）を有する方

※1 ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある又は②現に相談支援業務に従事していること。ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要があります。なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めません。

※2 現任研修は、初任者研修を修了した日の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度末日までに受講していただく必要があります。定められた期間内に現任研修を受けなければ、相談支援専門員として従事できなくなりますので必ず受講してください。主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任研修を修了したものとみなします。

【現任研修受講のイメージ（例）】

年度 初任者研修等 修了年度	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
H29	○	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
H30		○	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
H31 (R1)			○	←	←	←	←	←	←	←	←	←
R2				○	←	←	←	←	←	←	←	←
R3					○	←	←	←	←	←	←	←
R4						○	←	←	←	←	←	←

○・・・初任者研修等修了年度
 ←←・・・現任研修を受講すべき期間。この期間（5年度毎）
 で1回以上現任研修を受講すること。

(2) 実施内容 全4日間（講義1日、演習3日）※3日課程が4日課程になっています。また、研修期間内に実地で行っていただくインターバルを実施しています。

(3) 実施時期等（予定）

研修機関	大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪府社会福祉事業団
募集期間	令和4年4月8日から令和4年4月18日	令和4年8月上旬
研修期間	令和4年6月14日から令和4年9月2日	令和4年12月下旬から令和5年3月8日
会場	大阪市内	大阪市内
ホームページ	http://supokyo-kensyu.org/	https://www.osj.or.jp/trainfo/soudanshien.html

3 主任相談支援専門員研修

(1) 対象者

現任研修修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等において従事した期間が通算して3年以上あり、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、次のいずれかの要件を満たす方。

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。

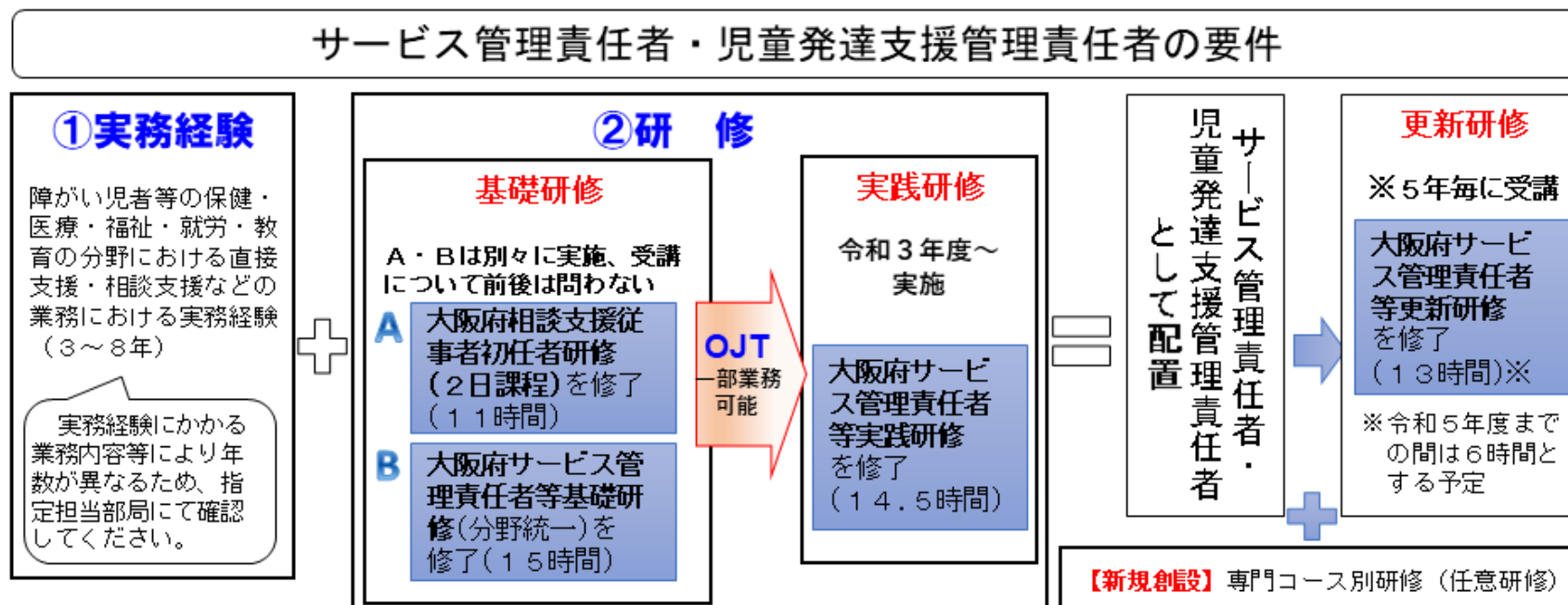
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者であること。
- (2) 実施内容 全5日間(講義1日、演習4日)
- (3) 実施時期(予定)
 <講義>令和4年10月14日(Zoomによるオンライン開催) <演習>令和4年10月25日、11月1日、11月8日、11月17日

4 専門コース別研修(スキルアップ研修)

- (1) 対象者: 相談支援専門員等
- (2) 実施内容: 指導者育成(ファシリテーション)等のコースを予定

■サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修

大阪府では、平成24年度より民間の研修事業者を指定してサービス管理責任者等研修を実施しています。令和元年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者に係る研修制度が見直され、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分けた段階的な研修となりました。あわせて、現任者を対象とした更新研修が創設されました。実践研修は令和3年度から実施しています。



※基礎研修(A及びB)修了後、既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能です。(個別支援計画原案の作成が可能)

※基礎研修「サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)」を修了後、配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなされます。(令和元年度から令和3年度までの基礎研修受講者に限る。)

1 基礎研修

(1) 対象者

<サービス管理責任者基礎研修>

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務	1年

(2) 実施内容 全3日間（講義1日、演習2日）

(3) 実施時期（予定）

研修機関	大阪府社会福祉事業団	大阪府地域福祉推進財団	大阪府障害者福祉事業団
募集期間	令和4年4月26日から令和4年5月16日	令和4年6月29日から令和4年7月19日	令和4年9月26日から令和4年10月17日
研修期間	令和4年8月5日から令和4年12月23日	令和4年10月4日から令和4年12月15日	令和4年12月中旬から令和5年3月3日
会場	大阪市内	大阪市内	堺市内
ホームページ	https://www.osj.or.jp/trainfo/service.html	http://www.fine-osaka.jp/	http://www.sjf-osaka.net/

<児童発達支援管理責任者基礎研修>

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務	1年

2 実践研修

(1) 対象者

- ① サービス管理責任者等基礎研修を修了後、実践研修受講日前過去5年間に指定障がい福祉サービス事業所等または指定障がい児入所施設等において通算2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事したもので、指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい児入所施設等においてサービス管理責任者等として従事しているもの又は従事しようとするもの。
- ② 平成31年4月1日において改正前のサービス管理責任者告示第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者及び児童発達支援管理責任者告示第2号の規定に該当するものであって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもので、指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい児入所施設等においてサービス管理責任者等として従事している者または従事しようとするもの。（ただし、実践研修受講日前過去5年間に指定障がい福祉サービス事業所等または指定障がい児入所施設等において通算2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事したものであること。）
- ③ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかったもので、指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい児入所施設等において、サービス管理責任者等として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、①の相談支援業務または直接支援業務の従事者であることを要しない。

(2) 実施内容 全3日間（講義1日、演習2日）

(3) 実施時期（予定）

研修機関	大阪府社会福祉事業団	大阪府障害者福祉事業団
募集期間	令和4年4月4日から令和4年5月2日	令和4年8月25日から令和4年9月8日
研修期間	【前期】令和4年6月24日から令和4年7月15日 【後期】令和4年9月30日から令和4年10月21日	【前期】令和4年11月18日から令和4年12月17日 【後期】令和5年2月24日から令和5年3月16日
会場	大阪市内	堺市内
ホームページ	https://www.osj.or.jp/trainfo/service.html	http://www.sjf-osaka.net/

3 更新研修

(1) 対象者

過去5年間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員の実務経験がある又は現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している方。なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととします。

(2) 実施内容 全1日間（講義、演習）

(3) 実施時期（予定）

研修機関	大阪府地域福祉推進財団
募集期間	令和4年8月16日から令和4年9月5日
研修期間	令和4年12月21日から令和5年3月10日
会場	大阪市内
ホームページ	http://www.fine-osaka.jp/

年度	優先受講対象者
令和元年度	平成18年度～23年度のサビ管等研修修了者
令和2年度	平成24年度～27年度のサビ管等研修修了者
令和3年度	平成28年度～29年度のサビ管等研修修了者
令和4年度	平成30年度のサビ管等研修修了者
令和5年度	令和4年度までに更新研修申込をしたが定員超過等で受講できなかった方

※平成31年3月31日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしている方は、令和5年度までに更新研修を受講しなければ、サービス管理責任者等として引き続き従事することができません。再度従事するためには、サービス管理責任者等実践研修を修了する必要があります。令和5年度の更新研修に受講希望者が集中した場合、更新研修を受講できない可能性があります。受講を希望する全ての方が期間内に受講していただけるよう、各事業所において、計画的に更新研修の申し込みをしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。更新研修の受講につきましては、定員の範囲内で上記に該当する方から優先的に受講決定させていただきます。（分野ごとに複数回研修を受講している場合、初回の修了年度を対象とします）

■障がい者ホームヘルパー知識習得（居宅介護職員初任者）研修

(1) 対象者

- ① 介護職員初任者研修及び訪問介護員（2級）養成研修修了者で、障がい者ホームヘルパー（居宅介護従業者）として活動を希望する方
- ② その他、居宅介護に従事することを希望する方

(2) 実施内容 全10日間（講義7日、演習2日、見学1日）

(3) 実施時期（予定）

<講義>令和4年7月20日、7月22日、7月26日、8月8日、8月12日、8月24日、8月31日

<演習>以下の日程のうち、2日間

令和4年9月2日及び9月9日、9月7日及び9月14日、9月8日及び9月15日

<見学・閉講式>令和4年10月26日

■医療的ケア児等コーディネーター等養成研修

1 医療的ケア児等支援者養成研修

(1) 対象者

医療的ケアが必要な者に対して現に支援している者又は今後支援を行う予定の方

(2) 実施内容 全13時間（講義2日間のみ）

(3) 実施時期（予定） 令和5年1月16日、1月19日

2 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

(1) 対象者

市町村から医療的ケア児等コーディネーターを担う者として推薦を受けた方

(2) 実施内容 講義2日・演習2日

(3) 実施時期（予定） 講義：令和5年1月16日、1月19日

演習：令和5年2月16日、2月17日

■強度行動障がい支援者養成研修

大阪府では、障がい福祉サービス従業者等を対象に、強度行動障がいの状態を示す方に対し、適切な支援を行う職員及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材養成を進めることを目的として、平成27年度より、強度行動障がい支援者養成研修基礎研修及び実践研修を実施しています。

1 基礎研修

(1) 目的

強度行動障がいの状態を示す者の障がい特性の理解及び支援方法を習得し、行動障がい児者に対する適切な支援を実施できる従事者の養成

(2) 対象者

原則として、大阪府内の障がい福祉サービス等事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。

(3) 実施内容 全2日間（講義1日、演習1日）

(4) 実施時期等（予定）

<1日目（講義）> 令和4年8月下旬から9月中旬頃（YouTube等にて配信予定）

<2日目（演習）> 以下の日程のうち、1日間

令和4年9月5日、9月12日、9月16日、9月26日、10月3日、10月13日

2 実践研修

(1) 目的

強度行動障がいの状態を示す者に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができ、他の従事者に支援方法の伝達ができる従事者の養成

(2) 対象者

強度行動障がい支援者養成研修基礎研修修了者で、原則として、大阪府内の障がい福祉サービス等事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。

(3) 実施内容 全2日間（講義1日、演習1日）

(4) 実施時期等（予定）

<1日目（講義）> 令和4年11月上旬から11月下旬頃 YouTube 等にて配信予定)

<2日目（演習）> 以下の日程のうち、1日間

令和4年12月6日、12月7日、12月9日、12月14日、12月15日、12月16日

※ 研修の詳細について（申込方法等の詳細については、下記ホームページ等を通じて告知します。）

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikiseikatsu/shogai-chiki/kyoukoukenshu.html>

基礎研修 <http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kyoukou-kiso/index.html>

実践研修 <http://www.pref.osaka.lg.jp/sunagawa/sunagawa/oshirase.html>

3 お問い合わせ先

<基礎研修> 大阪府障がい者自立相談支援センター（強度行動障がい基礎研修担当）TEL 06-6692-5261

<実践研修> 大阪府立砂川厚生福祉センター 総務企画課 TEL 072-482-2881（代表）

<研修全般に関すること> 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 TEL 06-6941-0351 内線6671

4 その他

大阪府では、「強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践研修）」の実施に伴い、平成27年度より「行動援護従業者養成研修」は実施していませんでしたが、平成30年度より「行動援護従業者養成研修」の研修事業者の指定を行っております。「行動援護従業者養成研修」の実施スケジュールについては、研修事業者にお問い合わせください。（HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikiseikatsu/shogai-chiki/kodoengo.html>）

■サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成（指定特定相談支援、指定障がい児相談支援）について

1. サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成について

- 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定の申請（変更・更新を含む）をした方すべてに、市町村はサービス等利用計画・障がい児支援利用計画（以下、「計画」という。）の提出を求めるとされています。

2. サービス内容

- 支給決定時（サービス利用支援・障がい児支援利用援助）
 - ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、計画案を作成。
 - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。
- 支給決定後（継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助）
 - ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。
 - ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

（障害者総合支援法の計画相談支援の対象者）

- ・ 障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
- ・ 障がい福祉サービスを利用するすべての障がい児

※ 介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を利用する場合については、市町村が介護保険制度の居宅介護支援計画で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

（児童福祉法の障がい児相談支援の対象者）

障がい児通所支援を利用するすべての障がい児

3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障がい児相談支援事業者（計画作成担当））

（指定手続）

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
 - ① 3障がい対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
 - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
 - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

- 管理者及び相談支援専門員

※事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない（地域相談支援との兼務は可）。ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

<計画相談支援費>		注	注	注	注
■基本部分		居宅介護支援費重複減算Ⅰ	居宅介護支援費重複減算Ⅱ	介護予防支援費重複減算	特別地域加算
イ サービス利用支援費					+15/100
(1)機能強化型(Ⅰ)(1月につき1,864単位)		-572単位	-881単位		
(2)機能強化型(Ⅱ)(1月につき1,764単位)		-572単位	-881単位		
(3)機能強化型(Ⅲ)(1月につき1,672単位)		-572単位	-881単位		
(4)機能強化型(Ⅳ)(1月につき1,622単位)		-572単位	-881単位		
(5)サービス利用支援費(Ⅰ)(1月につき1,522単位)		-572単位	-881単位		
(6)サービス利用支援費(Ⅱ)(1月につき732単位)			-92単位		
ロ 継続サービス利用支援費					
(1)機能強化型(Ⅰ)(1月につき1,613単位)		-623単位	-932単位	-16単位	
(2)機能強化型(Ⅱ)(1月につき1,513単位)		-623単位	-932単位	-16単位	
(3)機能強化型(Ⅲ)(1月につき1,410単位)		-623単位	-932単位	-16単位	
(4)機能強化型(Ⅳ)(1月につき1,360単位)		-623単位	-932単位	-16単位	
(5)継続サービス利用支援費(Ⅰ)(1月につき1,260単位)		-623単位	-932単位	-16単位	
(6)継続サービス利用支援費(Ⅱ)(1月につき606単位)			-278単位		

<障がい児相談支援費>		注
■基本部分		特別地域加算
イ 障がい児支援利用援助費		+15/100
(1)機能強化型(Ⅰ)(1月につき2,027単位)		
(2)機能強化型(Ⅱ)(1月につき1,927単位)		
(3)機能強化型(Ⅲ)(1月につき1,842単位)		
(4)機能強化型(Ⅳ)(1月につき1,792単位)		
(5)障がい児支援利用援助費(Ⅰ)(1月につき1,692単位)		
(6)障がい児支援利用援助費(Ⅱ)(1月につき815単位)		
ロ 継続障がい児支援利用援助費		
(1)機能強化型(Ⅰ)(1月につき1,724単位)		
(2)機能強化型(Ⅱ)(1月につき1,624単位)		
(3)機能強化型(Ⅲ)(1月につき1,527単位)		
(4)機能強化型(Ⅳ)(1月につき1,476単位)		
(5)継続障がい児支援利用援助費(Ⅰ)(1月につき1,376単位)		
(6)継続障がい児支援利用援助費(Ⅱ)(1月につき662単位)		

■加算		計画	障がい児	■加算		計画	障がい児
利用者負担上限額管理加算(1回につき+150単位)		○	○	医療・保育・教育機関等連携加算(1月につき+100単位)		○	○
初回加算	計画相談支援費(1月につき+300単位)	○		集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれで月1回を限度)(1月につき+300単位)	○	○	
	障がい児相談支援費(1月につき+500単位)		○				
主任相談支援専門員配置加算(1月につき+100単位)		○	○	サービス担当者会議実施加算(1月につき+100単位)		○	○
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)(1月につき+200単位)	○	○	サービス提供時モニタリング加算(1月につき+100単位)		○	○
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)(1月につき+100単位)	○	○	行動障がい支援体制加算(1月につき+35単位)		○	○
退院・退所加算(3回を限度)(1回につき+200単位)		○	○	要医療児者支援体制加算(1月につき+35単位)		○	○
居宅介護支援事業所等連携加算	(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)	○		精神障がい者支援体制加算(1月につき+35単位)		○	○
	情報提供以外:1月につき+300単位			地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)(1回につき+700単位)		○	○
	情報提供:1月につき+100単位			地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)(1回につき+2,000単位)		○	○
保育・教育等移行支援加算	(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)		○	ピアサポート体制加算(1月につき+100単位)		○	○
	情報提供以外:1月につき+300単位						
情報提供:1月につき+100単位							